

京都観光総合調査に係る調査等実施業務 仕様書

1 業務名

京都観光総合調査に係る調査等実施業務

2 業務の目的

本業務は、京都市内への観光入込客の旅行目的、消費額、満足度など観光入込客の実態を把握するためアンケート調査等を実施し、その特性、傾向などを分析するものである。

本業務で得られたデータにより、「京都観光・MICE振興計画2030」（仮称）（令和8年3月策定予定）の目指す値及びモニタリング項目として同計画の進捗管理を行うとともに、今後の観光政策の企画・立案のための基礎的データを得ることを目的とする。

3 業務の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 業務の内容

(1) 観光入込客統計調査、日本人及び外国人観光入込客実態調査

ア 調査概要

(7) 観光入込客統計調査

調査地点を訪れた来訪者を日本人、外国人の別なく調査対象とし、調査員による対面での聞き取りにより、声掛け数に占める観光客の割合（観光入込客比率）等を調査する。

(イ) 日本人観光入込客実態調査

アンケート調査用封筒等の配布により、日本人観光客の実態等を調査する。

(ウ) 外国人観光入込客実態調査

調査員による対面聞き取りにより、外国人観光客の実態等を調査する。

(E) 日本人観光入込客実態調査（Web）

Webアンケートフォームにより、日本人観光客の実態等を調査する。

(オ) 外国人観光入込客実態調査（Web）

Webアンケートフォームにより、外国人観光客の実態等を調査する。

イ 4(1)(7)～(ウ)に係る調査地点

○鉄道駅

地点数	鉄道事業者名	駅の名称
6か所	J R 西日本	京都駅
		山科駅
	J R 東海	京都駅
		京都河原町駅
	阪急	嵐山駅
		桃山御陵前駅
近鉄	桃山御陵前駅	

○駐車場

地点数	設置者	名称
3か所	京都市等	嵐山駐車場
		円山駐車場
		ゼスト御池地下駐車場

○定期高速バス

地点数	名称
1か所	京都駅バスターミナル

○観光地点等（京都市内観光地・施設等5か所程度）

※ 観光地点等は、委託契約締結後、発注者が指定した観光地・施設等とする（4(1)ア(イ)の調査地点は、二条城、清水寺、京都駅前及び京都御苑の合計4か所を予定。4(1)ア(ウ)の調査地点は、二条城、清水寺、京都駅前、京都御苑及び阪急 嵐山駅の合計5か所を予定。）。

※ 4(1)ア(ア)の調査は、観光地点等では実施しない。

ウ 調査対象

(ア) 観光入込客統計調査

鉄道駅の利用者、駐車場の利用者、定期高速バスの降客者

(イ) 日本人観光入込客実態調査

日本人観光客

(ウ) 外国人観光入込客実態調査

外国人観光客

(エ) 日本人観光入込客実態調査（Web）

日本人観光客

(オ) 外国人観光入込客実態調査（Web）

外国人観光客

エ 調査時期

4(1)ア(ア)～(ウ)の調査については、四半期ごとに平日・休日の各1日、合計2日ずつ実施する（概ね、令和8年5月、8月、11月、令和9年2月）。

4(1)ア(エ)(オ)の調査については、契約締結後速やかに調査を開始し、令和9年3月31日まで調査を実施する。

※ 調査日等については、発注者と協議のうえで確定する。

※ 4(1)オに定める必要サンプル数を回収出来なかった場合は、調査日を追加することとし、その場合に発生した費用については、受注者負担とする。

なお、社会情勢や経済情勢等、受注者の責めに帰することができない事由により、従来の調査日の範囲ではサンプル数が確保できないと想定される場合は、発注者と事前協議のうえ、取扱いを定めることとする。

オ 調査内容

(ア) 観光入込客統計調査

- ・ 4(1)ウ(ア)に対して定期券の有無、観光客・ビジネス客・買い物客、市民・非市民の別について、対面による聞き取り調査を行う。
- ・ 必要サンプル数は、調査地点合計で1期ごとに14,000件程度を想定。詳細は発注者との協議のうえ定める。
- ・ 調査項目は別紙1のとおりとする。
- ・ 併せて、駐車場においては平均乗車人数を、定期高速バスにおいては、平均乗車人数及び平均の市内利用駐車場数を把握すること（バスの運転手に聞き取るなど）。

(イ) 日本人観光入込客実態調査

- ・ 4(1)ウ(イ)に対して声掛けのうえアンケート用紙を配布し、郵送によるアンケート調査を行う。
- ・ 必要サンプル数は、四半期ごとに1,100サンプル以上、年合計で4,400サンプル以上であり、必要サンプル数を回収できるよう計算してアンケート調査用封筒等を準備・配布する。
また、声掛けの段階で性別、年代を紙・タブレット等で記録する。ただし、声掛けにあたっては、性別の回答を求めないことも含めて、ジェンダーに配慮すること。
- ・ ただし、同一団体に対して複数のアンケート調査用封筒等を配布してはならない。
※ 有効な回答が得られた調査票のみをサンプル数としてカウントする。
- ・ 発注者が指定した調査票（別紙2）を用いて調査を行うこと。
- ・ アンケート調査用封筒等の郵送先は、受注者とし、郵送料金については、発注者が負担する。

(ウ) 外国人観光入込客実態調査

- ・ 4(1)ウ(ウ)に対して、聞き取り調査を行う。
- ・ 必要サンプル数は、四半期ごとに400サンプル以上、年合計で1,600サンプル以上とする。
※ 有効な回答が得られた調査票のみをサンプル数としてカウントする。
※ 必要な調査サンプルを確保するための言語別の調査票を用意するとともに、回収率を上げる工夫を講じること。
- ・ 調査票の回答者にはその場でノベルティを渡すこと。ノベルティの用意は受注者負担とし、事前に発注者の承認を得た経費に限るものとする。
- ・ 発注者が指定した調査票（別紙3）で、受注者の負担により翻訳（英語、フランス語、中国語（繁・簡）、韓国語、スペイン語）した調査票を用いて調査を行うこと。なお、調査項目の変更に合わせて、都度、調査票の微調整及び追加翻訳を行うこと。

(エ) 日本人観光入込客実態調査（Web）

- ・ 4(1)ウ(エ)に対して、Webフォームを用いて調査を行う。
- ・ 発注者が指定した調査票（別紙2）と同内容のWebフォームを作成して調査を行うこと。

- ・ 回答用Webフォームへの誘導については、4(1)オ(イ)の依頼状又は調査票に二次元コードを記載すること。その他、発注者において二次元コードを記載したステッカー・カードの印刷及び設置を行う。

(オ) 外国人観光入込客実態調査 (Web)

- ・ 4(1)ウ(オ)に対して、Webフォームを用いて調査を行う。
- ・ 発注者が指定した調査票(別紙3)で、受注者の負担により翻訳(英語)した調査票と同内容のWebフォームを作成して調査を行うこと。
- ・ 回答用Webフォームへの誘導については、発注者において二次元コードを記載したステッカー・カードの印刷及び設置を行う。

カ 調査時間

4(1)ア(ア)～(ウ) : 10時から17時まで

4(1)ア(エ)(オ) : 24時間

キ 調査票等の印刷

- ・ アンケート調査用調査票及び封筒等は、四半期ごとに文言に多少の変更があるため、その都度印刷すること。
- ・ アンケート調査用封筒等に、発注者が提供する市政広告を印刷すること。
- ・ 印刷に要する経費は、全て受注者が負担すること。

ク 調査員の確保

- ・ 1地点毎に複数人配置するなど、適切な調査を行える十分な調査員を配置すること。
- ・ 調査の実施に当たっては、適当な人数の監督員を配置すること。
- ・ 外国人観光入込客実態調査については、調査の対象が特定の国籍、言語の外国人に偏りが出ないように、複数の言語に対応出来るよう調査員を配置すること。

ケ プレゼントの進呈

- ・ 各調査の回答者に対し、四半期毎に抽選で以下のとおり京都らしいプレゼントを進呈する。
 - 日本人観光入込客実態調査 : 4(1)ア(イ)又は(エ)の回答者のうち5名に対し、5,000円相当(送料込み)
 - 外国人観光入込客実態調査 : 4(1)ア(オ)の回答者のうち2名に対し12,500円相当(送料込み)(当選者の在住国住所を踏まえ、送料を差し引いても2,000円相当以上の内容物となることが望ましい)
- ・ プレゼントの進呈においては、発注者と協議のうえ商品を選定し、受注者において抽選、発送を行う。
- ・ 4(1)ケに係る一切の経費は、全て受注者の負担とする。
- ・ なお、令和8年度第4四半期調査(令和9年冬調査)の回答者に対するプレゼント進呈は、令和9年度契約の受託事業者において実施する予定のため、本件契約で実施する必要はないが、令和7年度第4四半期調査(令和8

年冬調査)の回答者に対するプレゼント進呈は、本件契約において実施すること(抽選、発送に必要な情報は、別途発注者から提供する。)

コ データの集計・分析

- ・ 各調査結果は、四半期毎に集計・分析を行うこと。
- ・ なお、令和8年度第4四半期調査(令和9年冬調査)の集計・分析は、令和9年度契約の受託事業者において実施する予定のため、本件契約で実施する必要はないが、令和7年度第4四半期調査(令和8年冬調査)の集計・分析は、本件契約において実施すること(集計・分析に必要な情報は、別途発注者から提供する。)
- ・ 集計に当たっては、発注者が提供する様式及び集計システムを利用すること。
- ・ 集計システムへのデータ入力に当たっては、異なる2人の者に同じデータを入力させ、2人の入力結果が一致するまで突合作業を行うこと。
- ・ 集計、分析の内容等については「京都観光・MICE振興計画2030」(仮称)の目指す値及びモニタリング項目を踏まえるとともに、細目等については事前に発注者と相談すること。
とりわけ外国人観光入込客実態調査においては、京都市の主要市場(北米、オセアニア、欧州、中国、台湾、香港、韓国、東南アジア、その他)ごとの集計・分析を行うこと。

サ その他

- ・ 調査の際は、調査票等にIDを記入するなど、調査地点が分かるようにすること。

(2) 外国人客及び修学旅行客宿泊利用状況調査

ア 調査概要

発注者が指定した京都市内の宿泊施設に調査票を郵送・回収し、令和8年に京都市内に宿泊した外国人客数及び修学旅行客数を把握する。

イ 調査箇所数

発注者が指定した京都市内の宿泊施設約1,300か所とする。なお、郵送先の施設名及び住所のリストは、発注者から受注者に提供する。

ウ 調査時期

令和9年1月頃に調査票の郵送を予定しており、詳細は発注者と協議のうえ決定する。

エ 調査票の印刷・郵送

- ・ 調査票は発注者が指定した調査票とする(別紙4)。
- ・ 調査票回答の郵送先は受注者とし、郵送料金については受注者が負担すること。

- ・ 調査票の郵送に際し、返信用封筒を同封すること。返信用封筒については切手を貼付するなど、調査票を回答した宿泊施設が郵送料を負担することのないようにすること。
- ・ 調査票は、受注者において電子メールにて回答を受け付けることを認めること。
- ・ 4 (2)に係る一切の経費は、全て受注者の負担とする。

オ データの集計

- ・ 調査票の集計に当たっては、発注者が別に提供する集計システムを利用すること。
- ・ 集計システムへのデータ入力に当たっては、異なる2人の者に同じデータを入力させ、2人の入力結果が一致するまで突合作業を行うこと。

(3) 令和7年調査結果集計（年間）

令和7年の調査結果を発注者指定の様式に改編し、データ整理を行うこと。整理するデータは、4 (1)で収集した情報で、発注者が指定したデータを用いること。

(4) 京都観光総合調査本冊の送付

4 (3)に基づき発注者が作成する「京都観光総合調査」本冊を、発注者が指定する関係機関等約600か所に送付すること。

なお、送付に係る経費は受注者が負担するものとする。

5 成果物の提出時期

- ・ 4 (1)に係る四半期ごとの集計・分析結果については、各期終了後30日以内に、報告書及び電子データを提出すること。ただし、令和8年度第4四半期調査（令和9年冬調査）の集計・分析及び令和8年の年間を通じた集計・分析は、令和9年度契約の受託事業者において実施する予定のため、令和9年3月31日時点までのローデータの電子データを提出すること。
- ・ 4 (2)の集計・分析結果については令和9年3月31日までに報告書及び電子データを提出すること。
- ・ 4 (3)の集計結果の提出期日については別途発注者の指示に従うこと（概ね令和8年4月中を想定。）。

6 その他

- ・ 本調査は暦年調査であり、令和8年度第4四半期調査（令和9年冬調査）については、調査内容等の見直しを行う場合があるため、改めて発注者と協議すること。
- ・ 4 (1)に係る調査施設等に対する調査協力依頼については、発注者が行う。ただし、依頼文書の作成は受注者が行うこと。
- ・ 調査員に対して、調査の手法、記入方法、注意事項等について十分に説明を行うとともに、本件が公的な統計調査であることを念頭に、高い倫理観をもって業務を遂行すること。

- 「京都市」と記載されたジャンパー・腕章等並びに受注者の会社名及び調査員の氏名を記載した名札を受注者が作成、調査員に着用させること。
なお、ジャンパー・腕章等のデザインについては、事前に発注者と協議すること。
- 対面聞き取り調査は、対象者に調査をお願いし、了承を得られた場合についてのみ行うこと。